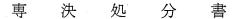
専決処分の報告について

秦野市介護保険に係る指定地域密着型サービス事業に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成27年2月26日提出

秦野市長 古 谷 義 幸







秦野市介護保険に係る指定地域密着型サービス事業に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において別紙のとおり専決処分する。

平成27年2月13日

秦野市長 古 谷 義



理由

「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」の一部改正により、条例で引用する同基準の用語が改められたため、改正する。

秦野市介護保険に係る指定地域密着型サービス事業に関する条例 の一部を改正する条例

秦野市介護保険に係る指定地域密着型サービス事業に関する条例(平成24年秦野市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第14条の見出し中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条中「指定複合型サービス(指定地域密着型サービスに該当する複合型サービスをいう。)」を「指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第17条の10に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。)をいう。)」に改める。

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。